

# 第11回東京都地域年金事業運営調整会議 議事要旨

日 時：令和5年7月20日（木）14：00～16：10

場 所：新宿年金事務所 会議室

出席者：青木薫委員代理、出浦智委員、井上富士彦委員、賀口由実子委員代理、加藤達朗委員、佐藤成徳委員、助川弘美委員代理、西村万里子委員、真屋尚生委員長、元田勝人委員（五十音順）

発言者：◎=委員長、○=委員、●=日本年金機構（会議事務局）

## 【 議 事 】

- (1) 令和4年度 東京都地域年金展開事業実施結果の報告について
- (2) 令和5年度 東京都地域年金展開事業の事業計画（案）について
- (3) その他

事務局より資料に沿って、「令和4年度東京都地域年金展開事業実施結果の報告」、「令和5年度東京都地域年金展開事業の事業計画（案）」について説明を行う。

◎ 前回のこの会議で、事務局からの説明の時間をできるだけ短縮して、委員の間での意見交換に時間が割けるように、という提言があったように思います。それを踏まえて、内容を要約整理してご説明いただきました。

それでは、ただ今の説明を踏まえ、昨年度の実績と今年度の計画を中心にして、委員の皆さんからご意見ご質問等を頂戴したいと思います。ご発言なさる方は挙手をお願いします。

○ まず感想になりますが、参考資料2「国民年金の加入・保険料納付状況について」に、「国民年金保険料の納付率の推移」が掲載されています。昨年も納付率が向上された後でこの会議があり、私も出席させていただきました。令和4年度も最終納付率が80.7%で、機構発足後初めて80%を超えたということをお伺いし、これは、機構の令和4年度の最重点目標だったと思いますので、その目標を達成され

たということを大変嬉しく思っております。

また、将来にわたって高い納付率を目指すためにも、20歳到達者や若年層の納付率も公表されておりまして、こちらも前年度比増で、11年連続の上昇となっていました。

プレスリリースを拝見しますと、その要因としては、未納者の属性に応じた納付書や、キャッシュレス決済というような環境を整えたからではないか、ということが挙げられておりましたけれども、この会議で、いつも議題の中心になっております「地域年金展開事業」、とりわけ若い人に対する年金セミナーを、機構の皆さんのが地道に継続し、対象を拡大してきたということも要因の一つではないかと思っております。

引き続き、組織一丸となって精力的に取り組んでいただければと思います。

一点だけお伺いしたいのが、資料21ページ「VI.令和5年度の事業計画（案）」の「年金セミナー事業」に、「(1) 年金セミナーの参加者の一層の拡大を目指します。実施にあたっては、地域年金推進員を活用した効果的なアプローチと併せ、保護者や教職員を対象とした年金セミナーを積極的に実施します。」とございます。これはとても良い取組だと思っております。事業実績の具体的な取組事例で、特別支援学校で保護者の方にも2時間位説明をしました、とありましたけれども、それをイメージしているのでしょうか。もしくは一般的な高校とか、通常の学校の保護者や先生方に対するセミナーなのでしょうか。

- 保護者や教職員の皆様への年金セミナーにつきましては、今回14ページで取組を発表させていただきました特別支援学校、特別支援学級の保護者や教職員の皆様からのニーズが高いと考えております。また、実際の実施実績につきましても、特別支援学校の保護者の方々に対して行う事例がほぼ全てではないかと思っております。特別支援学校、特別支援学級に通われ、卒業後、障害年金をご請求されるお子様をお持ちの保護者の方々は、年金制度に対する関心も非常に高く、年金セミナーを実施し、周知していく必要性があるのではないかと考え、計画に加えております。
- 機構が全国的に「わたしと年金」エッセイの募集をしていると思います。これに高校生や学生さんが応募されると思うのですが、前回、私が神奈川の会合に出たときに、学校側にただチラシを配ってもなかなか反応がないということで、応募を促

すのにかなり苦労しておられるという話がありました。まず、先生方にエッセイを読んでもらうところから始めないといけないと思います。参考資料4に、『「わたしと年金」エッセイ入賞作品集』がありますけれども、読むとやはり心に響くものがあると思います。そういうところから先生方や保護者の理解を求めて、生徒にアピールする。エッセイを通じて、セミナーの拡大にも活用できればよいと思います。PTA等の集まりで、先生や保護者の皆さんにセミナーを行う機会があれば、それをきっかけに、セミナーの拡大やエッセイの募集等に生かせればよいと思いました。

- 「わたしと年金」エッセイは、募集期間が、今年度は、6月1日から9月8日までとなります。ちょうどこの期間は学校がお休みだったりするものですから、通常この期間に年金セミナーが行われるということはなかなかないのですが、ご意見を踏まえて、例えば、セミナーのアプローチで学校の先生方に接する際に、エッセイについてもお知らせしていくことができるのかなと思います。

- 令和4年度事業実施結果の12ページに、地域型年金委員の人数と職域型年金委員の人数がございます。職域型年金委員数が令和4年度末で8,996人になり、前年度末の7,720人から、1,276人増加しているということなのですが、私ども東京都年金委員会連合会（以下「年金委員会」）の加入率は、その内のだいたい35%なので、要するに現在、6割の方が入っていません。

例えば、財務省関係の法人会では、実績のある人については、税務署の署長の表彰が頻繁に行われています。ところが、日本年金機構においては、所長の表彰はありません。そういうものが出来るのかどうか。例えば、20年も委員をやっていて、途中で辞めるということになったときに、長年ご苦労いただいたということで、年金事務所の所長の名前で賞状を出してもらうということがあると、年金委員会の活性化になるのではないかなどということで、お願いしたいと思います。

それと、年金委員会の良いところというのは、異業種である各会社で、厚生年金、雇用保険、健康保険等、やっていることが全部一緒なんですね。そうすると、会合の中で、皆さんから「お宅はそういうやり方をやっているの」等、非常に有益な会話ができるわけです。

もう一つ、雇用保険については、辞めたら時効が2年とかありますが、辞めるとすぐに失業保険をもらえる等、制度としてはきちんとしている。年金については、30年、40年経たないともらえないということが、一般の人に対しては、何とな

く分かりにくいことがあるわけです。

職域型年金委員と地域型年金委員の合同の会合があればいいなと思っております。職域型については、年金事務所とは密接な関係がありますし、年金委員会でも会合を開催しております。特に、私どもの場合は、社会保険協会の支援があるので、30%くらいの加入でも会費をいただいて、ご覧のように、いろいろな書物も出して、それぞれの委員に対して配布をしていますけれども、今後、職域型と地域型合同の会合を開催できればよいなど。年金委員会のいろいろな特質、特徴というものをPRする方法を教えていただけないかなと思っております。

- まず、表彰制度についてです。現在のところ年金委員の表彰制度につきましては、厚生労働大臣表彰と日本年金機構の理事長表彰と理事表彰の3区分に分かれています。大臣表彰につきましては、期間のみが要件というわけではございませんが、20年以上という要件がございます。また、理事表彰につきましては、5年以上から表彰の対象になり得るということがございます。しかしながら、現時点で所長の表彰というのは、制度としてはございませんので、この場で結論を申し上げることはできませんけれども、ご意見を踏まえまして、適切な部署にお伝えさせていただくというような形で承りたいと思います。

また、職域型年金委員と地域型年金委員合同で何かできないかというご提言がありました。オンライン環境等も整備されてきておりますので、どのような形ができるかというのは引き続き検討してまいりたいと思います。

- お願いなのですが、職域型年金委員がかなり増加していますけれども、その方々が、職場の中でどのような動きをされているのかというのを、追ってみたらいかがかなと思います。というのは、『職域型年金委員活動の手引き』はあるのですけれども、その方ご自身だけだと、どうやって組織の中で動いていくのか、年金委員をアピールしていくのかというのは、難しいところがあるのだろうと思います。

今、出浦委員から職域型の年金委員会のPRをしていただきました。職場の中で、どうやって年金委員としての仕事をやっていくのかということについては、年金委員会に、実際にやっている方がいます。年金委員会に入っていただかなくとも、アドバイスをしたりすることができます。もし新しく年金委員になった方で、どうやって進めていくのかが分からないような方がおられれば、年金委員会に相談していただいて、年金委員会にすぐに入れということは申しませんので、

職域型年金委員の業務を進めていくために、ご協力をさせていただきたいと考えておりますので、お声掛けをしていただければと思います。

次は、私どもの社会保険協会に関係することなのですが、「地域年金展開事業」の報告というのは、この運営調整会議が最終報告になるのでしょうか。それともある程度、社会一般向けに出していくようなことを考えておられるのでしょうか。と申しますのも、各年金事務所の方々の努力の結果として、いろいろな講習会が実施できていると思うので、それが運営調整会議の委員だけへの報告で終わってよいのかどうか。

もし、社会一般向けに出すのであれば、例えば、私どもは年金の周知啓発ということを定款の中で定めています。先ほどご紹介いただきました『社会保険新報』の中では、毎月、年金、健康保険の情報を発信しておりますし、それ以外にも独自で講習会を開催しています。これは、年金事務所が実施している「地域年金展開事業」から副次的に生じているものなので、もし公表する機会があれば、日本年金機構が進める「地域年金展開事業」に賛同して、地域でこういう動きが出てきていますよ、というようなことを付け加えた方が、社会一般にアピールできるのではないかと思っております。

皆さんのが努力されているというのは、本会議では分かりますけれども、それで終わってよいのかということが気になっておりますので、今後どのような方法で展開していくのかということを、もし分かればお聞かせいただきたいと思います。

- 後段の「地域年金展開事業」の公表というのは、都道府県単位で考えますと、一つはこの運営調整会議の場で、事業の実施結果を皆様にご説明をさせていただきまして、その資料を日本年金機構のホームページに掲載しています。

また、日本年金機構全体では、地域に対する公的年金制度の周知啓発活動については、日本年金機構の年度計画の中にも記載があり、「公的年金制度に対する理解の促進」という項目がございます。毎年度の実施結果につきましては、厚生労働省にもご報告していて、資料も公表もされております。具体的に申しますと、日本年金機構の運営状況をご議論いただく社会保障審議会年金事業管理部会で、本部からご説明し、公表しているところでございます。

- 「地域年金展開事業」という事業の性格からすれば、ある程度周りを引き込むことが必要になるのではないかと思っていますので、どれだけ周りを引き込んでいる

のかというのも、その地域に還元をしなくて、事業が進んでいくのだろうかという心配なんです。

- 確かにホームページに載せるだけでよいのかどうかという点については、引き続き検討が必要だと思いますので、それについては私どもの方でご意見として承ります。

冒頭にいただきました、職域型年金委員の活動状況の確認についてでございますけれども、こちらもご意見として承ります。地域型年金委員につきましては、今年度アンケート等を実施して、活動状況を確認する予定でございますが、職域型年金委員につきましては、本部の関係部署などとも協議をさせていただいて、進めいくことになろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 私から二点ほど伺いたいのですが、資料15ページの「IV.各年金事務所での取組事例等」の「池袋年金事務所における取組～ケーブルテレビの番組での制度周知～」について、評価が難しかったというご報告がありましたが、評価は何らかの形でできた方がよいということ。また、視聴者数が把握できなかったということだったのですが、これはどうしてだったのかということが分かりませんでした。一般的には、評価できそうな事業だったと思います。それから今後こういう良い事業を、共有して広げていくということが大切なのではないかと思っています。

池袋年金事務所の取組が、すぐにでも東京都全体に広げられないかなと思います。ケーブルテレビを持っている地域は限られますので、なかなかすぐ皆さんで、ということはできないですけれども、パンフレットを作って、それを「20歳の集い」で配布するということは、横にも広げができるのではないかと思います。そして、もしできるということであれば、ケーブルテレビで撮ったものを、例えば、ユーチューブか何か映像でアップして、QRコードで他の地域、東京都で視聴してもよい。東京都では、20歳のお祝いのイベントが何かしらあると思いますので、QRコードを何かに掲載して皆さんに知らせていくと、大変大きな広がりになる、そのような展開ができる事業かと思います。横展開できるような事業は、実施していただければと思って聞いておりました。

もう一つは、若者のところで、資料21ページ「VI.令和5年度の事業計画（案）」の「年金セミナー事業」の「高校、大学、短大、専門学校等における年金セミナーの実施」の二つ目の矢印で、「相手先機関の要望を踏まえ、WEB会議サービ

スを活用した非対面型や受講者との対話を交えた形式の年金セミナーの実施に取り組みます。」がありました。これはかなりニーズが高いような感じがします。

私は、大学で教員をしていますが、以前、授業の中で日本年金機構の方たちにセミナーをやっていただきました。年金の概要などは、授業で学生に教えていますので、Q&Aなど質問に答えるようなことがあつたら面白いセミナーになると思います。セミナーで質問をする機会があるということが分かっていたら、保護者の方や、おじいちゃん、おばあちゃんに聞いて質問を持ってきたりすることができるのでは、いろいろな年代の質問が出てくる可能性もあります。対面でQ&Aコーナーがあると、学生も聞きたいことが聞け、それに答えてもらえると、新しい形で年金を知るということになりそうですし、若者の意見も質問を通じて把握できるのかなと思いますので、今後、Q&A方式も選択肢として検討していただけたらと思います。この事業計画を伺って、講義後半の秋からの授業で、そのような形で一回試させていただきたいとも思いましたので、よろしくお願ひいたします。

そして、もう一つ追加として、井上委員からご質問があった職域型年金委員のこととで、11ページからの「II.令和4年度事業実施結果」の「年金委員活動支援事業」に概要が書かれているところです。まず、職域型年金委員がどのようなもので、どのような活動をしているのか、かなりの人数が参加しているというお話だったのですが、どのような団体の人が職域型年金委員になっているのかということも知りたいですし、年金とのかかわりの中で活動はどのようなものなのか、どのような内容の研修会をされていて、どういうニーズがあるのかというところも知りたいので、もう少し具体的に話しをしていただくと、どのようにしたら地域との連携ができるかについても考えられますので、教えていただけたらと思います。

- まず、一点目のケーブルテレビの評価のところについて、少し補足をさせていただきますと、ケーブルテレビ自体、視聴率が計測できないといった制約があって、この点に関して評価ができないということでしたので、ご報告させていただきます。

あとは、こういった取組を横展開していく方法につきましては、私どもの方で考えていくたいと思っております。

二点目の対話を交えた年金セミナーについてでございます。秋からの講義で検討させていただくと伺いまして、ありがとうございます。従来から高校生を中心に年金セミナーを実施しておりましたけれども、高校の授業においても対話を交えたセ

ミナーのニーズが非常に高まっているというのは聞いておりました。しかしながら、私ども年金事務所の職員に対話型の年金セミナーを行うスキルがまだまだ足りないところが課題としてございました。今年度は年金事務所の職員が対話を交えた年金セミナーをできるように、本部にて研修等を行っていくことが計画されておりますので、今回、このような計画をご説明させていただきました。対話を交えた年金セミナーの具体的なお話をいただければ、ぜひ検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後の三点目の職域型年金委員についてでございます。職域型年金委員の職種等について、私どもの方で把握が十分ではなく申し訳ございませんでした。研修会を実施するにあたっては、研修会を実施するごとにアンケート等を取っておりますし、ご希望のテーマ等があるかどうかなどを伺って、どのようなニーズがあるかをお聞きしながら進めているところです。引き続き年金委員の活動にどのようなサポートが必要なのかを、私どもの方でも研修会のご案内を送付する際等、接触する機会を活用してご意見を伺って、それを踏まえた検討をしていけたらと思っております。

- 今、西村委員からご質問があった、職域型年金委員にどのような業種が入っているかということについてですが、先ほども申しましたように、年金委員会につきましては、あらゆる業種が入っているということですから、年金事務所では具体的には把握していないのではないかと思います。飲食業からパチンコ屋さんからいろいろな会社まで、異業種がたくさんあり、それらが全部入っているということだと思います。
- 二点ほど質問させていただきます。  
まず資料の7ページの「II.令和4年度事業実施結果」「年金セミナー事業」の「(1) 教育機関における年金セミナーの実施」に、実施回数、実施人数が書いてあります。これは各年金事務所でそれぞれ動いておられるのか、それとも東京都、あるいは東京都教育庁が担当なのか、そういったところと協議をして、例えば、高校であればなるべく幅広く、できれば全部の高校の授業に入れるということをやられているのかについて、実態を教えていただきたいと思います。
- 年金セミナーのアプローチにつきましては、基本的には年金事務所ごとに行って

おります。しかしながら、全体に関してのアプローチということですと、資料の8ページ「(2) 年金セミナーの開催拡大に向けた取組」の②東京都教育庁への周知・協力依頼のところのご説明でも触れさせていただきましたが、東京都教育庁の学校経営支援センター連絡会や校長連絡会といった場がございます。これらは東京都の都立学校の校長先生の集まる会議ですので、新宿年金事務所の方で一括して年金セミナーのご案内をさせていただいております。

- そうしますと、例えば高校が100校あって、そのうちの30校はできています、あるいは70校はできています等、どのくらいの面積を押さえられているかというところですね。と申しますのは、面積で広げていって、最低限の教育をきちんとやっていくというのは、非常に重要な良い基礎となる取組ではないかと思いますので、例えば、厚生労働省とか、文部科学省等にアプローチをして、そこからもしっかり攻めていくのかといったことについて、もし動きがあれば教えていただきたい。

あと、私どもは健康保険の業務をやっていますけれども、結局行きつくところは、リテラシーがないと、いろいろなPRや広報をしてもなかなか響かない、理解していただけないというのが、本質的な問題だと思っております。これについては、国としっかりと議論をしながら、健康保険とか年金、社会保険、財政の基礎的なところを教えていくと、理解していただける。そういう枠組みに持っていくないと、それぞれが単独でやってもなかなか厳しいのかなと思っております。そういう観点からお聞きしたのですが、全体的な進め方として、個々にお願いしているということでしょうか。

- 東京都单位で考えれば、年金事務所からは東京都教育庁に依頼をさせていただきたい、文部科学省へは厚生労働省から依頼をしています。

- 資料に人数は載っていますけれども、実績は何校ですか。何校で実施するのかという指標があれば、進展しているのか、まだまだ大きな障壁があるのかが分かります。我々とも一緒になって、もっとアプローチをして、全体として理解を普及促進していくことが大切だと思っていますので、よろしくお願いします。

- データの取り方等を工夫させていただきたいと思います。

○ 二点目は、先ほどからお話がでています職域型年金委員のことです。職域型年金委員にどのような情報を提供するかというのは、委員がどのような活動をしているかといったことがよく分からないと、データや情報の提供のしようがないということだと思います。現在、地域型年金委員には年4回情報誌を配布しているということですけれども、その情報の提供の仕方に、何か工夫をしていくかと考えていらっしゃいますか。

具体的にはインターネットをもっと使ったらどうかという話です。紙も非常に大切ですが、協会けんぽにも健康保険委員というのがあり、登録しているだけでも1万数千人います。健康保険委員への情報提供が、ホームページだとなかなかタイムリーにできない。私も日本年金機構のホームページを見てみたのですが、協会けんぽも同様、掘り下げていかないとなかなかいい情報にあたらないし、情報も固いという印象があります。

現在、協会けんぽでは、WEBに健康保険委員専用の窓口ポータルのページを作つて、そのページに掲載している情報を見ていただけるようにし、委員だけが入れる専用のIDとパスワードを渡して、そのページに誘導する案内をしていく、ということを構想しています。今後、日本年金機構でも何らかの工夫をしていくことを想定しているのか、何か情報等があれば教えていただければと思います。

● 日本年金機構のホームページには、年金委員のIDとパスワードを入れるようなページはございませんが、年金委員用のページがあります。その中で年金委員通信等を掲載し、情報提供をしているところでございます。今回の参考資料11「日本年金機構ホームページ 年金委員通信をリニューアルしました」を付けさせていただきました。日本年金機構でも昨年度、ホームページをリニューアルし、ホームページの改善等に取り組んでいるところでございます。

○ 一つご教示いただきたいのですが、参考資料2「国民年金の加入・保険料納付状況について」に、令和4年度の国民年金保険料の全国最終納付率が80.7%と記載していますが、80.7%に至る計算式の、分母と分子の内訳を教えていただきたいのですが。

率直にお伺いしますと、分母の中には、免除、あるいは納付を猶予された金額も含んでいますか。含んでいませんか。

- 分母からは除かれています。
- そうすると、分母は令和4年度に本来納めていただかなければならない金額、総額ではないという理解でよろしいでしょうか。
- 全額免除、納付猶予、若年者納付猶予、学生納付特例は分母から除かれています。そのような方は、基本的に納付義務はございませんので、納めていただかなければならないとまでは言えないと思います。
- そういった説明になるのは、重々承知で、敢えてちょっと意地の悪い質問をさせていただいているのですが、これが正に当事者である若い世代の人たちには理解ができない部分なのです。それをどのように上手く説明をしていかないといけないのか。あるいは学生ですから、保険料を納められないですよね。しかし、制度上は20歳になったら国民年金に加入すという制度になっているわけで、そもそも「何でそういう制度設計なの？おかしいじゃん。」これが若者の感覚です。そこは、運営側の都合で説明をするのではなくて、本来納めなければならない立場にある人たちの立場に立って、どのように制度の中身を説明していくのか。本当に冷めた見方をしていますので、先のことなんて考えていないですよね。目先のことしか見てないですし、見ていません。だから国民年金という言い方で留めてしまっているのもいけないかもしれませんね。国民年金保険という一種の保険なんですよと。

私どもは、地方自治体という立場で年金業務にかかわらせていただいて、一番受給につながるリスクが大きいものは、あえてリスクという言い方をしますが、間違いなく事故です。こここのところ増えているのが、事故に伴う高次脳機能障害。もう働けなくなってしまうのです。会社勤めで、厚生年金の方であれば、ほぼほぼ心配はないです。国民年金の方で、未納期間があった場合、悲惨なことになりますね。日々、こういった方の相談を受けている私どもの実情というのもありますので、こそこそ本當によくよく考えて取り組みを進めていくようにしませんと、最終的には被保険者といわれる一人ひとりの方たちに、火の粉が降りかかるてしまうという状況もあります。難しい部分であることは重々承知ですが、だからといってやらない理由にはならないと思います。私どもも現場で対応させていただく中で、こんな案内をしたらどうなのだろうとか、何とか上手なやり方、あとは、当事者の方からの生

の声を集めることも私どもの立場であればできるのかもしれませんので、そういうといったところで、ぜひ協力をしながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

- 若者の方向けに年金制度をお伝えしていくということに関しましては、今回、参考資料12「年金セミナー資料」といたしまして、特に学生の方向けに年金セミナーをする際に、生徒に配布している資料を付けさせていただきました。こういう資料の内容を、工夫をしていくのではないかと考えております。
- ◎ 今のご意見は、社会保険制度、年金制度の根幹、本質にかかわる非常に重要な問題だと思うのですね。これについては年金事務所レベルで云々ということを超えて、日本年金機構、更には厚生労働省あたりでも、しっかりと議論をしていただいて、今、お話をありましたような悲惨な状況に陥る人を、早い段階で一人でもいなくなるような対応をお願いしたいと、私も強く思いますので、これは記録に留めておいていただきたいと思います。
- 学生に対して、いろいろと年金セミナーを開催されていることを初めて知りました。東京都社会保険労務士会でも、学校教育で、都立高校に対して社会保障の面での授業を承っております。お話を聞いて、上手く連携ができるべきなというのが感想でございます。  
また、先ほどの20歳向けの資料等を見させていただきまして、私も一般の方々向けにセミナーで、年金の話をしていて、イメージとしても、統計をとっても、皆さんが生きていく上で頼るのは年金なのです。そういった意味で2,000万円を貯蓄するにはどのような形になるか、という逆算の方法の数字の表し方を出していて、2,000万円貯めるには月々5万円貯めても何年かかるとか、年金は、それと比較すると一生もらえるとか、一生もらえるということがどんなに素晴らしいことか、といったようなことをいつもお話をさせていただいている。参考資料を見てみると、そのようなところもうまく出せれば、もう少し心に伝わるのではないかと思いました。
- 今ご説明にあった点は、参考資料12「年金セミナー資料」の15ページあたりの内容を工夫していくのかなと思っております。こちらは日本年金機構本部で作っ

ている資料でございますので、承って引き続きより良いものにするように取り組んでまいります。

○ そうですね。私たちも頑張っていきたいと思います。

日本の社会保障がどんなに素晴らしいかという一面もあるので、なかなか伝わらないところですけれども、ぜひ協力し合っていきたいと思います。

○ 20歳向けの啓発をされているということは分かったのですが、海外から転入されてくる外国籍の方に対してのアプローチは、具体的にはどのようになさっているのかということをお聞きしたいと思います。

日常的に窓口業務を行う中で、加入や、年金の切り替えの手続きにみえますけれども、若い方や外国から来た方から、「なぜ年金に加入しなければいけないの?」という声があります。学生の方は学生納付特例、海外から転入されてくる方は通常の免除の申請をしていただいて、今は払わなくても済むような申請ができますとお話ししています。

学生の場合は、会社に勤めれば、厚生年金に加入して給料から保険料が天引きされて払うようになっていくことがあります、長期に日本にいらっしゃる外国人の方だと、結局、そのうち免除等と関係なくなる方も出てきて、未納ということになるのかと思うので、理解していただくように努めていかなければならないのだろうと考えています。

もう一点、会社を辞めて自分で法人を作ったという方が、区役所の国民年金の窓口にみえたのです。一人で会社をやることなので、「厚生年金の加入手続きを取られていないのですね?」とお聞きし、「国民年金だと一人定額ですけれども、厚生年金になると受け取る報酬に合わせて納める額が変わっていきます」とお話しをしましたところ、あまりの保険料額に驚いて、「厚生年金に入りたくない」とおっしゃる方もいました。これについては、このような実情があるということをお伝えしたいと思います。

● 外国人の方にも制度を周知していくことが必要かと思います。個別の取組を紹介することができませんけれども、参考資料12「年金セミナー資料」を配布させていただいている。日本年金機構におきましては、この資料を6か国語に翻訳しまして、15分程度で説明をした動画をホームページに掲載し、こういったものを通

して年金制度を知っていただくような取組をしています。参考までに申し上げますと、英語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、韓国語、中国語の6か国語でございます。

- 先ほどから学校教育の場で広めていくことの重要性について、ご意見をいただいているところですが、実際どのくらい周知できているかといったお話があつたと思います。補足の部分を含めてお話ししますと、新宿年金事務所から校長連絡会に来ていただいて、実際に都立学校、都立高校約200校、それから都立の特別支援学校約60校の全校長にお話をさせていただいているので、周知というところでは全体に広めていただいている。

実際のセミナー実施というところで、どれだけ広めていけるかということだと思うのですけれども、今、すでに資料等でいただいているところもあるのですが、セミナーの実施前後での生徒とか教職員、あるいは保護者の意識の変容みたいなところをもう少しクローズアップしていくと、各学校での取組が進むことになるのかなと思いますので、今後とも連携して進めていきたいと思っております。

- 一点だけ地方自治体という立場から、事務局に対してのお願いになります。私ども地方自治体については、年金業務の一部について法定受託事務という位置づけで対応をさせていただいているという状況にございます。そのため、私ども東京都内でも組織を構成しております、全国的な組織として、全国都市国民年金協議会という団体がございます。この団体から毎年、厚生労働省と厚生労働大臣宛てに「国民年金制度改革についての要望書」を提出させていただいております。この中身を見ていただきますと、年金業務の一部を行っている私ども地方自治体の実情を、この場にいらっしゃいます委員の皆さんにもご認識ご理解いただくことができるだろうと考えております。これは厚生労働大臣に出しているので、日本年金機構にお願いしてどうにかなるのか、不勉強で分からぬのですけれども、私ども地方自治体からの要望だけではなく、いただいている回答を含めて、一つの資料としてお示しをいただきたいと思い、要望いたします。

- いただいたご要望につきましては、検討させていただきます。
- ここで、今すぐにお返事できるという内容ではないと思いますので、後日、文書

なり、しかるべき形でご連絡いただければと思います。

もうすでに予定をしておりました時間に到達してしまいましたので、これで本日の会議の締めにさせていただきたいと思います。議長を務めさせていただきました立場から、若干の取りまとめをごく手短にさせていただきたいと思います。

今日の委員の皆様からのご意見等は、私の受け止め方からしますと、一つは、年金事務所としての、あるいは更に上の日本年金機構からの情報発信のあり方に深くかかわる問題なのではないかと思います。こうした中で、職域、地域の年金委員の皆様方が自分たちの役割をどのように認識して、多くの方たちに社会保険に関連する、特に公的年金に関連する情報を提供していくのか、というあたりが今日の議論の一つの大きな柱ではなかったかと思います。

もう一つは、今、非常に話題になっております、また今日も話題になりました、必ずしも年金についての認識が高くない、強くない若い方たち。特に学生諸君に対して、年金についての適切な理解をしてもらうための働きかけとして、セミナー等が頻繁に開催されており、セミナー開催後のアンケート調査等によると、セミナーの内容を適切に理解しているという人たちが90%に達していたというアンケートの結果が出ているということです。私は、これは全く信用できない。若い諸君がセミナーを受けた後に、本当にそんなに年金についての理解ができるいるとすれば、もっともっと年金に対しての社会的な雰囲気と申しましょうか、年金マインドとともに申しましょうか、そんなものも変わってくるのではないかと思います。

概して、今日の事業報告の中で、それに関連したご意見もございましたけれども、強調されていたのは、前年度に比べて、回数や人数が増えたという、数の問題をもっぱら取り上げていらっしゃいました。もちろん数の問題は非常に重要なのですけれども、それ以上に重要なのは、やはり中身だろうと思います。今の問題でいえば、セミナーの後、本当にセミナーを受講した人たちが、年齢は問いませんけれども、年金についての理解をしているのかどうかというところが、大変重要なポイントではないかと思います。年金事務所の皆様方には、ぜひそのあたりも含めて、今年度の事業に当たっていただきたいと思います。

これに関連して、助川委員代理から最後の方で、指摘がございました。やや細かな点、専門的な問題にかかわろうかと思いますが、私も全く同感であります。

今の年金事務所、日本年金機構、共にいえることですけれども、なぜ、公的年金の最大の特徴の一つが、終身保険であるということを、もっともっと強調しないのか。今日ご説明があった中、あるいは資料の中に、終身年金という言葉は一か所も

出てきていないと思います。もちろん民間の保険の中にも終身年金はございますけれども、まず平均的な日本人が民間の生命保険会社が提供している終身保険に加入しようとすると、先ほどの2,000万円を貯蓄するのにどれくらいかかるか、大変な金額になるという以上の保険料負担をしなければ、今の時代、とても終身年金には加入できないだろうと思います。それを公的年金の場合は、確かに年金保険料が高いか安いかという議論はあるにしても、公的な負担もある中で実現している。できているわけですね。しかもこの点は、日本の国がなくなってしまわない限り、永遠に続していく社会保障制度としての年金の最大の特徴の一つです。ですから、若い人たちが目先のことしか関心がないかということは、それはそれとして、そうではあっても今の時代、嫌でも自分で命を縮めない限り、80年、90年どころか、100年以上生きる人が珍しくない時代になってきています。自分たちの周囲を見ればよく分かるように、20代、30代のときのような健康状態で働き、自分たちの生活を支えるということは、不可能なわけです。誰もが最終的には公的年金に依存し、そしてまた、状況に応じて、介護とか医療の給付を受けて、自分の最終段階を過ごしていくということになるのではないかと思います。そのあたりも含めまして、ぜひ多くの人たちに公的年金についての理解を深めていただけるような、ある種の啓発活動、年金教育をしていただきたいと、強く希望するところであります。

もう一点だけ付け加えさせてください。これは年金事務所に限ったお話ではありません。機構でもそういう雰囲気がありますが、ホームページを通じて様々な情報を提供しています。ホームページを逐次更新しています。年金事務所の立場としては、そうかもしれません。しかしホームページをいくら更新し、そこに素晴らしい内容、有益な内容が盛り込まれっていても、人々がホームページにアクセスしないことには、その情報は全然伝わらないわけです。宝の持ち腐れになります。ホームページに掲載するのはいいですけれども、では、人々に対して、ホームページにアクセスし、しかも更にその中で、それぞれの人々が、また年金事務所として理解してほしい情報に、どういう形で進んでいけるのかといったことも含めて、単にホームページ上で対応しているからということで安住しないで、まだまだ年金受給者の中には、現在の情報社会における大きな流れにそのまま乗っていける人たちばかりではないということも十分ご理解いただいて、日常の活動に取り組んでいただきたいと思います。

今日は、全委員の皆様から非常に有意義なご意見を聞かせていただくことができ、私自身も大変勉強させていただきましたし、年金事務所関係者の皆様方にとつても非常に有益な時間であったと考えております。どうか今日のご意見、議論等を踏まえまして、今年一年間、年金制度の充実、また人々の年金に対する关心に向けて、業務に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。